

## FIT制度から10年、再エネ制度も大きな変革期に 弁護士にパネル税など諸制度を聞く

2022年は、固定価格買取制度 (FIT) 施行から約10年を迎え、再生可能エネルギーを巡る動向が大きな変革期に入った。FITからFIPへの移行で事業環境が変わる中、上場企業を中心とした環境対応から、特に価格下落が進んだ太陽光発電はコーポレートPPAが拡大しつつある。一方で地域共生が課題として挙げられ、岡山県美作市では事業用発電パネル税が成立、全国に波及する恐れも出てきた。直近の動向について、オリック東京法律事務所の若林美奈子弁護士、河村豪俊弁護士に聞いた。

### —2022年度の注目すべき制度は

**若林** 環境価値、再エネ特措法、地域共生、岡山県美作市の事業用発電パネル税など、注目すべき点が多数あります。

FIT法開始以来の大変革期だと言えます。洋上風力発電も2021年12月の入札結果を受けて、審査方法のあり方について再考する動きがあり、常に動向を確認するべきです。

### —環境価値制度関係で注視すべき点は

**河村** 環境価値も様々なニーズが出てきました。需要家が環境価値として何を求めるかということに関しては、温対法上の報告や国際イニシアティブへの活用のほか、いわゆる生の再エネにこだわるのか、追加性を求めるのかなど様々なニーズがあり得ます。需要家のニーズに応じたアレンジが必要となる場面としてコーポレートPPAがあります。いわゆるバーチャルPPAを含むコーポレートPPAに関しては、非化石証書制度等の関連する制度改革が進められているかたわら、既にビジネスとして動き始めており、弊所でも複数の事業者様からご相談を頂いています。

今後の制度変更があり得る中、現段階での議論に留意しつつ、今後あり得る制度変更も念頭にリスクを分析し、スキームや文言のご提案等をさせていただいております。

**若林** コーポレートPPAについては、現段階の制度や今後の変更可能性に関して不透明な点があり、省庁への問い合わせなども行っておりますが、書面による明確な回答は得辛いので、方向性を見極めるのが重要になります。

**河村** 契約交渉では、そもそも契約スキームや将来の制度変更によって新たな費用負担が発生する場合の負担などが問題となります。制度改革の内容や時期が確定しないところもありますが、その中で具体的なスキームや契約書の文言を詰めていく必要があります。

コーポレートPPAの普及拡大と平行してFIP制度が導入されるので、どのように両者を両立させて上手に使うか、こうした場合における非FIT非化石証書のやり取りなど、今後あり得る改正も含めて注目しています。

河村 契約交渉では、そもそも契約スキームや将来の制度変更によって新たな費用負担が発生する場合の負担などが問題となります。制度改革の内容や時期が確定しないところもありますが、その中で具体的なスキームや契約書の文言を詰めていく必要があります。



河村弁護士



若林弁護士

### —再エネ特措法の改正について

**河村** 2022年4月から開始されるFIP制度制度がどのように活用されるのか興味を持っています。また、廃棄費用積立制度や認定失効制度が実際にどのように運用されるかも、今後の動向をウォッチしたいと思います。

**若林** 失効制度に関しては具体的な相談もいただいています。ルールに曖昧な点もあり、例えば過去の未稼働ルールとの関係で急いで提出した系統連系着工申し込みが有効かどうかかわからず、失効制度との関係で再提出すべきか、そもそもできるのか、省庁に確認しても回答が曖昧です。新たな制度では、既存の案件もすべて失効制度の対象となります。認定が失効となれば事業が成立しないので、FIT価格引き下げとは事業者へのインパクトが異なります。改めて、保有する権利の状態を確認すべきです。

未稼働案件については、現在も権利売買のマーケットが動いています。ただ、例えば系統連系着工申し込みを提出した案件では事実上計画の変更が難しいにも関わらず、「この点を変更すれば稼働できます」という名目で販売されているものもあります。FIT価格の高い案件は魅力的ですが、なぜ今まで権利のみが残っているのか、どの部分に困難があって建設されていないのかは、特に入念に精査すべきです。

このほか、洋上風力発電の公募制度については、2021年12月の入札結果を受け、評価のあり方が改めて問われています。価格と定性点の割合や、稼働開始時期がどのように

考慮されるかが注目ポイントです。また、各論になります  
が、落札できなかった事業者の資産、送電網の権利承継が  
どのように行われるのか。価格の問題もありますが、他海  
域の入札に流用できる場合もあり、どのような形になるの  
か我々も議論を注視すると共に必要な働きかけなどを行っ  
ております。

#### 一地域共生は再エネ全体の課題になっています

**河村** 再生可能エネルギーは、大量のCO<sub>2</sub>等の排出が避け  
られない火力電源に比べて「外部コスト」が低いことがそ  
のメリットとされてきましたが、環境アセスメントで厳しい  
環境大臣意見が出されるなど、中には地域に不当な負担を  
掛けているといわれかねない案件も指摘されています。

**若林** 発電事業者の皆様は、地域に対して理解を得られる  
よう取り組まれていると思いますが、一方で事業者だけで  
は抱えきれない部分もあるようにも感じます。再エネ推進  
は政府の方針でもありますし、温対法も改正されたので、  
国や自治体にももう少し調整役としての関与を期待したい  
気持ちもあります。

他方、発電事業者としても、今後一層地域住民や行政  
との対話の仕方について慎重になる必要があると思いま  
す。最近の動向として、各地の開発反対運動それぞれが横  
の動きで連携しつつあり、具体的な動きの取り掛かりとし  
て情報開示請求がなされる傾向が確認できます。もちろん  
開示請求は権利ですので行使されること自体は正しいので  
すが、資料がオープンになることで、事業者が第三者に対  
して守秘義務を負っていた事項が開示されてしまうような  
ケースがみられます。

**河村** 開示請求があれば、行政から事業者に意見照会があ  
るのが通例です。その際、非開示とすべき点があれば、そ  
の段階で「こういった理由があるのでこの部分は開示しな  
いでください」と伝えることが重要です。法律は原則開示  
を行政に義務付けていますので、行政に非開示の判断をし  
てもらうには、しかるべき理由が必要になります。事業上  
の機密に関わる事柄、資金関係や投資スキーム等について  
も、当然に非開示になると期待することなく、非開示を希  
望するのであれば、行政にも納得いただけるようしっかりと  
理由とともに意見を述べる必要があります。

**若林** 開示請求は誰が行ったかわかりませんし、それゆ  
え、情報がどう利用されるかも不明です。地域とのコミュ  
ニケーションは重要ですが、開示請求の持つこういったリス  
クに対しては慎重になるべきです。

#### 一美作市でパネル税が可決されました

**若林** 太陽光パネル面積1㎡当たり50円を課税する法定外  
目的税で、税収は防災対策、自然環境対策、生活環境対策  
に充てるとされています。今後、地方財政審議会の議論を  
踏まえて総務大臣の同意が得られれば施行される流れで、  
同意に要する標準的な処理期間は3カ月とされています。

一番の問題は、正面から再生可能エネルギーであることを

理由にこれに課税することで、カーボンニュートラルを目指  
す国の方針とも対立します。FIT制度を利用している場合は  
価格に転嫁する手段がありませんし、FIT制度を利用してい  
ない場合は競争上火力発電等に比して不利な状況に置かれま  
す。事業の収支悪化は、事業者の経営を圧迫するほか、投資  
リターンの低下など関係各所にも悪影響を与えます。

**河村** 総務大臣の不同意事由や法定外税についての最高裁  
判例との整合性といった各論の問題も指摘できますが、根  
本的なところで、この税に大義名分があるのか十分な説明  
がされたとはいえないと感じています。

太陽光パネルには既にその価額を標準として固定資産税が  
課されていることなどから、パネルの面積に着目して税金を  
課すパネル税には兼ねてから二重課税という指摘がありますが、  
この点については、市議会では法定外税である静岡県熱  
海市の「別荘等所有税」を引き合いにして出しているよう  
です。しかし、住民税を負担する住民だけでなく、別荘所有者  
のためにも、ごみ処理、下水道施設の整備や道路の改良等の  
必要があるため、こうした費用を不可避的に生じさせる別荘  
所有に着目して税を課するというのは1つの考え方として一定  
の理解はできます。翻って、パネル税の場合は防災、自然環  
境対策、生活環境対策が目的とされていますが、数多くの事  
業のうちで太陽光発電事業だけに注目し、太陽光発電事業者  
だけに、どんなに防災対策等をして適法・適切に事業を行っ  
ていても、太陽光発電事業と因果関係のない災害への対策等  
の費用のために税を課するというのでは、目的税を課す理由を  
全く説明できていません。

**若林** 根本的に、災害などのリスクを除くために開発に関  
する許認可や規制があり、各事業はこれらを取得している  
はずですが。大規模な発電所であれば、調整池を設けるなど  
自主的な対策をしていますし、通常は金融機関からリスク  
に対する厳しい審査が行われます。にも関わらず、危険だ  
という名目で事後的に税を徴収されるのであれば、許認可  
の意義が疑われます。公害のように事後的な対策が必要な  
場合はありますが、それを税で行うのは違和感がありま  
す。加えて、「目的税」としているのに用途が二転三転した  
揚げ句、最終的に一般的な防災対策に落ち着いたもので  
あり、場当たりの感を否めません。

#### 一施行になった場合、我々が考えるべきことは

**若林** 他の自治体に同様の法定外目的税が波及することが  
考えられます。総務大臣が不同意の姿勢を示すことが国  
内外に対するメッセージとしても重要と考えますが、仮に  
同意となったとしても、美作市や地方財政審議会での審議  
も踏まえて総務大臣の同意がされた理由を分析し、同意の  
理由が当てはまらない税となっていないかを厳しくチェッ  
クすべきです。このほか、事業者による訴訟が提起されれ  
ば、司法が再びこの法定外税の問題にどのような判断を下  
すのかしっかりとウォッチする必要があると考えます。